

平成 26 年 1 月 20 日  
 規制改革会議議長  
 岡 素之

## 規制改革会議の活動報告(昨年 9 月～12 月)

前回(第 13 回産業競争力会議)報告以降、昨年末までに本会議及び分野別のWGを月 2-3 回の頻度で開催し、鋭意取組を進めている。この間の本会議の活動のうち主要な事項は以下の通り。

### 1. 当会議意見の取り纏め・公表

- 第 15 回(09/12) 一般用医薬品のインターネット販売に関する意見(2) <別紙1>
- 第 16 回(09/19) 農地中間管理機構の創設に関する意見<別紙2>
- 第 17 回(10/04) 労働者派遣制度に関する意見<別紙3>
- 第 19 回(10/31) 一般用医薬品のインターネット販売に関する意見(3) (スイッチ直後品目等取扱)  
 <別紙4>
- 第 21 回(11/27) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」関連
  - ①今後の農業改革に関する方向(農業委員会/農業生産法人/農協等)  
 <別紙5>
  - ②「攻めの農林水産業」実現のための規制改革事項(12項目) <別紙6>
- 第 22 回(12/05) ①労働時間規制の見直しに関する意見<別紙7>  
 ②ジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見<別紙8>
- 第 23 回(12/20) ①「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革の方向性<別紙9>  
 ②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフットイング確立に  
 関する論点整理<別紙 10>  
 ③医療提供体制に関する意見<別紙 11>  
 ④「IT 利活用の裾野拡大の集中アクションプラン」関連の規制改革事項(10 項目)  
 <別紙 12>

### 2. 規制改革ホットラインの対応状況

昨年 3 月 22 日から 12 月末まで、国民・企業等から 2,173 件の要望 を受け、事務局にて整理の上、規制改革に関連する 1,251 件を所管省庁に検討要請。そのうち 12 月末までに所管省庁から回答のあった 690 件 については 内閣府HPで提案内容と所管省庁の回答を公表 済み。

### 3. 公開ディスカッションの開催

- ◆日時:平成 25 年 11 月 28 日(木)14:00～17:15
- ◆趣旨:国民の関心が高い分野の規制改革の検討課題について、公開の場において議論を行い、規制の多くが内包するトレードオフの構造を明確にして論点を整理し提示することにより、規制改革推進のための世論を喚起することを目指す。(一定の結論付けを目的としない)
- ◆議題: ① 保険診療と保険外診療の併用療養制度  
 ② 老朽化マンションの建替え等の促進

以 上

平成 25 年 9 月 12 日

### 一般用医薬品のインターネット販売に関する意見

- 一般用医薬品のインターネット販売について、当会議は、本年 3 月、安全性を適切に確保する仕組みを設けた上で、すべての品目の販売を可能とすることを求める見解を公表した。同年 6 月には、同趣旨の閣議決定がなされ、その際、一般用医薬品への転換直後の品目等 25 品目（のちに 28 品目）については、インターネット販売か対面販売かを問わず、医療用に準じた慎重な販売や使用がなされるよう、専門家による検討を行うこととされた。
- 当会議が行った厚生労働省からの事情聴取の内容や、専門家会合におけるこれまでの議論の経過を見る限り、薬剤師と購入者の対面による密着したやりとりが求められるなどの理由で、28 品目についてインターネット販売が制約される方向で議論が進められる懸念がある。インターネット販売と対面販売とに不合理な差を設けることは、上記閣議決定の趣旨に反するものである。
- 安全性の確保を前提に、インターネットを活用して国民の選択肢の拡大と利便性の向上を図るため、専門家会合等において、閣議決定の趣旨を徹底させるとともに、以下の点について、改めて政府に対し適切な対応を要請する。
  - 1 インターネット販売と対面販売とに不合理な差を設けることなく、閣議決定の趣旨に沿った結論を得ること。また、インターネット販売に過剰な規制を設け、国民の利便性が損なわれることがないように、十分留意すること。
  - 2 28 品目の取扱いに係る今後の審議及び取りまとめに当たっては、6 月の閣議決定内容に従い、インターネット販売と対面販売とに合理的根拠のない差を設けないこと。それぞれの販売形態の特性を踏まえた合理的かつ客観的な検討を行った上で、双方に安全性確保の仕組みを設けること。
  - 3 取りまとめに当たっては、先の最高裁判決（平成 25 年 1 月 11 日）の指摘を踏まえ、正当な理由なく憲法第 22 条 1 項の職業選択の自由や職業活動の自由を制限することにならないよう、十分配慮すること。

以上

## 農地中間管理機構（仮称）の創設に関する規制改革会議の意見

平成 25 年 9 月 19 日

規制改革会議に対して農林水産省から説明のあった「農地中間管理機構の制度設計の考え方（検討の方向）」に対し、規制改革会議として以下の意見を述べる。

農業従事者の高齢化等の現下の農業を巡る深刻な環境を踏まえれば、今回の農地中間管理機構の創設は、国民の期待に応える農業改革のラストチャンスである。

競争力ある農業、魅力ある農業、農業の成長産業化を実現するためには、国、都道府県及び市町村それぞれの権限と責任を明確にし、役割分担を明らかにしたうえで、関係者が目標と政策課題を共有し、新規参入者を含め地域が一体となり、意欲ある多様な担い手への農地集積と集約化を公平・公正に促進していくことが重要である。

政府においては、こうした基本的考え方に立って、農地を集約し大規模な生産性の高い農業を実現すること、新規参入の促進を図ること等を目指した農地中間管理機構（以下「機構」という。）の制度化を図るべきである。

その際には、以下の諸点を実行し、併せて業務執行の効率性、財政の健全性及び執行手続の透明性の確保に十分留意すべきである。

### 1. 全体の仕組みについて

#### （1）国、都道府県及び機構の権限と責任の明確化

日本再興戦略で掲げた、今後 10 年間で全農地面積の 8 割の担い手による利用、そのための 140 万ヘクタールに及ぶ農地の権利を担い手に集積させるという政策目標を実現するため、国は都道府県の自主的な取組に任せるのではなく、国の主導の下に各都道府県が事業計画を立案することとすべきである。また、国と都道府県とのコスト分担の在り方についても検討すべきである。

更に、国は、各都道府県の事業計画の実施状況を定期的に評価し公表するとともに、国としての政策目標の達成に向け事業が順調に進捗していないと判断される場合には、都道府県や機構に対して事業計画の見直しや事業実施方針の是正を指示できる仕組みとすべきである。

また、国費を投入する以上は、その費用対効果を明らかにするためにも、事業実施における PDCA サイクルを実現する必要がある。このため、機構の財務諸表を作成・公表するとともに、農地の集積・集約効果を国民が確認できる仕組みとすべきである。

#### （2）機構の機能にふさわしい体制

上記の政策目標達成を担う機構は、極めて重要な機関である。これまで各都道府県に設置されてきた農地保有合理化法人の体制は、地域によって、その人員規模や役職員構成が大きく異なっているうえ、農地の集積・集約促進を担うには適

材適所になっていないものも見受けられる。

特に、これまで農地保有合理化法人が十分な政策効果を上げることができず、今般、新たに機構の創設が検討をされている経緯を踏まえれば、既存の農地保有合理化法人の体制に抜本的な見直しを加えず、組織の骨格を踏襲することは許されない。

都道府県が機構を指定するにあたっては、国の政策目標及び都道府県の事業計画の実現を担うに相応しい体制を有した法人が指定されるよう、国として明確な基準を定めるべきである。

基準を定めるに際しては、経営に精通した者を役員に登用する等、新規参入者の意向も反映しつつ、効率的・効果的な事業運営の実現を視野に入れるべきである。

また、市町村は、農地利用配分計画の原案作成について機構から特別に委託を受けることができるなど機構の機能を補完する役割が強く期待されている。市町村は、農業を巡る深刻な状況に対する危機感を共有し、機構の活動を支援するため、各地域における諸事情に配慮しながら、農地の借受け・貸付け等に関して地域の農業者の間を奔走し、交渉の実務等に専心的に携わる者を置くこととすべきである。

### (3) 既存の制度の整理・合理化

農地の集積・集約を促進する観点からは、その機能を担う者が重複して存在することは合理的でない。上記のとおり既に都道府県に設置されてきた農地保有合理化法人の制度は廃止するとともに、市町村に設けられた農地利用集積円滑化団体等については、新たに設置される機構との役割の明確化を図り、組織や機能の重複するものについては廃止も含め整理・合理化を図るべきである。

## 2. 機構の農地の借受けについて

### (1) 事業目的に資する農地の借受け

機構は、当該地域の農地の利用（貸付を受けること）を希望する者の状況等を考慮し、機構の事業目的に資するように、貸主からの借受け農地の選定や期間の設定を行うべきである。

また、利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを最小限にする必要があることから、機構からの貸付先が未定のまま機構が管理することとなる農地について面積の上限を設けるなどの措置を講じることとすべきである。

更に、現在の検討案にある、機構が借入れを行わない場合、あるいは貸主と機構との間の貸借借契約を解除し得る場合の基準及び圃場整備対象とする農地の基準が必ずしも明らかになっていないので、これを明確にすべきである。

### (2) 貸主に対する財政的措置の在り方

農地法の規定の趣旨を踏まえ、真摯に農地の整備に取り組む農業者との間で、

大きな不公平感・モラルハザードを生じさせないようにすべきであり、また、耕作放棄地の解消策等を検討するに当たっては、農地の所有者自らが農地の適正な利用を確保する責務を自覚するための厳正な対処を基本とし、その手法について検討を進めるべきである。

こうした見地からは、機構に対して耕作放棄地を貸し出すこととなる貸主に対して、農地集積協力金（経営転換協力金・分散錯圃解消協力金）等の補助金を交付することは、厳に慎むべきである。

また、機構が貸主に農地を返還する場合、返還時点における増加額等の有益費については、民法の原則に基づいて、貸主は機構に返還しなければならないこととすべきである。

### 3. 機構の農地の貸付けについて

機構が貸付先を決定する公正な貸付けルールを明確に規定するとともに、貸付けプロセス全体が進行段階に応じて公表される仕組みとすべきである。

特に、現在の検討案では、農地利用配分計画の作成に当たり機構から貸付けを受けることを希望する者を公募することとされているが、公正・透明かつ実効性ある公募の実施は必須のものとするべきであり、認定農業者、中心経営体等も応募することを通じて、新規参入者を含めた他の応募者と同等の立場で貸付けを受けることができることとすべきである。なお、機構が貸付先を選定するに当たっては、現に実績のある意欲的な担い手の規模拡大に係る取組を阻害しないよう十分配慮されるべきである。

また、機構から貸付けを受ける際の農地のリース料について、既存の農業者と新規参入者とは公平に扱われるべきであり、新規参入者に対して過重な負担を求めることのないよう近隣相場を加味した水準とするためのルールを整備すべきである。

新規参入を見込むことが困難な地域にあっては、機構と市町村とが連携して、積極的な新規参入者の誘致策を検討すべきである。

また、貸付けを希望して応募したものの貸付けを受けられなかった者について、行政不服審査法上の不服申立て（審査請求）ができることを明確にする必要があるほか、公平・中立な第三者の下で、地域の実情を踏まえつつ関係者間での話し合いにより紛争を解決する手続を整備すべきである。

なお、上記のように公正な貸付けルールが整備されることを踏まえれば、農地利用配分計画の作成、都道府県知事の認可等の過程において、農業委員会の法的な関与は要しないこととすべきである。

当会議における議論においては、市町村の枠を超えて規模を拡大しようとしたものの、進出しようとした地域の地元農業関係者に阻まれ、やむなく規模拡大を断念せざるを得なかった農業者の事例も報告された。意欲的・先進的な農業者が、従前の地域の枠を超えて、全国どこへでも進出・就農できる環境整備を図る観点からは、こうした公正な貸付ルールの整備が大前提となることを認識すべきである。

## 4. 機構の組織について

### (1) 運営委員会

機構の業務に係る重要事項の議決機関として設置が検討されていた運営委員会については、機構の意思決定過程の効率化・迅速化等の観点から、抜本的に見直し、これに代えて、機構の業務の中立性を担保することを目的として、機構の職務執行を監視・監督する機関を設置すべきである。

### (2) 業務の委託

現在の検討案では、機構は、多様な者にその業務を委託できるものとされているが、受託者の業務の実施について機構が直接に責任を負う仕組みとし、再委託を認めないこととすべきである。

また、委託先の選定にあたっては、新規参入者等と利害が対立する者を委託先として選定して機構の職務執行の中立性に疑念を持たれることのないよう、公正な業務遂行を行える者が委託先として選定される基準を定めるとともに、選定の手法としては入札の手法に配慮することが望まれる。

なお、機構は、委託先に対して過重な事務負担を求めることのないよう全体の業務が効率的に進む手当がなされるべきである。

## 5. 人・農地プランについて

現在の検討案では、地域の話合いにより策定される人・農地プランを法律に位置付ける方向で検討中とのことである。しかしながら、そもそも運動論に過ぎないことに併せて、人・農地プランに記載される内容（中心経営体の氏名又は名称、農地利用の集積及び集約化等）について市町村が負うこととなる責任、作成手続や話合いに参加することの出来る者の範囲が不明確であること等に鑑みれば、人・農地プランの法制化には慎重であるべきであり、現時点において法制化することは適当でない。

なお、人・農地プランを引き続き運用していくこととする場合には、当該プランに記載された機構への農地の出し手についての有益な情報は十分に活用されるべきであるが、当該プランを農地の貸付先を決定する農地利用配分計画の作成にそのまま用いたり、農地利用配分計画の認可の際に当該プランの内容を基準としたりすることのないようにすべきである。

また、人・農地プランの策定のための協議の日時・場所等を広く周知するなど、地域外・農外関係者に対して協議への参加機会を確保するための措置を講じるべきである。

## 6. 制度の充実に向けた環境整備について

上記の考え方に基づき制度設計を行うことに併せて、一か所でログインをすれば全国の農地台帳等を閲覧できるよう各農業委員会のシステムを国が一元化すること、成功事例の横展開を行うことなど、新規参入の促進に資する環境の整備を精力的に図る

べきである。

## **7. 今後の課題について**

今回の農地中間管理機構の創設は、国民の期待に応える農業改革の第一歩にすぎない。今後、下記に掲げる事項をはじめとする抜本的な改革に早急に取り組む必要がある。

### **(1) 農業委員会の在り方**

今回の新制度において、農業委員会の法的な関与は求めないこととする一方、そもそも農地制度における農業委員会の果たすべき機能及び組織の在り方について、早急に検討を開始すべきである。

### **(2) 農政における農協の役割の明確化**

農協がこれまで農業政策の一翼を担う存在として位置付けられてきた結果、行政の責任の不明確化や農協と他の民間団体とのイコールフットィングの視点が見落とされてきたとの指摘もある。農業振興、農業者及び消費者のために真に農協が担う役割について検討を開始する必要がある。

### **(3) 農業に係る補助金の整理・合理化**

新制度については、法整備とともに農地の流動化を促す観点から、必要な国費投入や補助金等、農地の出し手に対するインセンティブが検討されている。

しかし、効率的な経営や農地の利用を行わずとも農地を保有し続けられる農地所有者が存在することは、農政における非効率な補助金交付も一つの原因である。今後、更なる農地の流動化・適正利用を促進する観点から、農業に係る補助金の在り方について抜本的見直しが行われるべきである。

以上

## 労働者派遣制度に関する規制改革会議の意見

## 1 意見の背景

- 労働者派遣制度について、当会議は本年6月の答申においてとりまとめを行い、その後、同趣旨の閣議決定がなされた。これも踏まえて、厚生労働省「今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会」において、「労働者派遣制度の見直しに関する報告書」（以下「報告書」）がとりまとめられた<sup>1</sup>。
- 現在、労働政策審議会（職業安定分科会労働力需給制度部会）において審議が開始されており、年内に結論を得た上で、平成26年通常国会以降に必要な法制上の措置を行う予定である<sup>2</sup>。

## 2 基本的な考え方

- 当会議は、労使が納得した上で多様な働き方が選択できる社会を構築すべきと考えており、こうした立場から「意見」の表明を行うものである。以下の点について、労働政策審議会で議論されることを強く望みたい。
- 報告書の基本的な方向性、すなわち、(1)いわゆる26業務の廃止、(2)有期雇用派遣労働者に対する個人レベルの期間制限は、規制改革会議の主張に沿ったものであり、堅持されるべきである。  
派遣労働を「臨時的・一時的な業務」、「専門業務」、「特別の雇用管理を要する業務」に限定するという現在の規制体系・手法を抜本的に見直し、簡素でわかりやすい制度とすべきである。  
その際、派遣労働者、派遣元及び派遣先事業者の実情を踏まえ、かつ見直しの影響を十分勘案して、働く機会の縮小を招くことがないようにすべきである。
- 報告書では、依然として、正社員の仕事を奪うべきではないとする「常用代替防止」が規制の根拠として維持されている。非正規雇用労働者が全体の4割近くなった現在、労働者派遣法だけが「常用代替防止」を通じて従来の日本的な雇用慣行の維持を法の

<sup>1</sup> ① いわゆる26業務の廃止

② 派遣元に有期雇用されている派遣労働者のみ期間制限を行い、下記の制限を設ける。無期雇用の場合は、「常用代替防止」の対象から除外（期間制限なし）。

ア 個人レベルで派遣受入期間に上限を設定（例えば3年）

イ 派遣労働者の交代等によって継続的な受入れ期間が上限を超過する場合は、「常用代替」に該当するかどうか労使の会議等でチェック（例えば3年）

ウ 派遣期間の上限に達した者には、派遣元が、①派遣先への直接雇用の申入れ、②新たな派遣就業先の提供、③派遣元での無期雇用化、等の雇用安定措置を実施

<sup>2</sup> 当会議で関係団体からヒアリングを行ったところ、各団体間で意見や現状認識の相違がみられるうえに、審議の方向によっては雇用機会の縮小につながりかねないといった懸念もある。



基本原則とすることに固執するのは妥当ではない<sup>3</sup>。

諸外国では、不安定雇用の拡大防止の観点からの規制はあるものの、我が国のように正社員の保護を目的とする規制は稀である。派遣労働の規制根拠をEUのように「派遣労働の濫用防止」（実態にそぐわない派遣の利用や低処遇・不安定雇用の防止）に転換すべきである。

さらに、「派遣労働の濫用防止」は、派遣先の正規雇用労働者との均衡処遇の推進によって実効性を確保すべきである。その際、派遣労働者に不合理な格差が生じないよう、我が国の実情に即し、処遇全般に目配りした幅広い「均衡」を図るべきである。

### 3 期間制限の在り方について

#### (1) 上限設定のあり方

現状では有期雇用派遣が多いことから、これまで期間制限がなかった 26 業務においては新たな期間制限が設けられることになる。結果的に働く場の選択肢が失われることがないように、上限設定に当たってはその影響とともに有期労働契約の無期契約への転換制度（労働契約法 18 条）との整合性に十分配慮するべきである。

#### (2) 派遣先レベルでの規制

継続的な受入期間が上限を越す場合に必要とされる労使のチェックは、不透明な手続き等により派遣を望む労働者の就業の機会を奪ったり、事業者の効率的経営を阻害する過重なものにならないようにすべきである。

#### (3) 雇用安定措置

有期雇用の場合に派遣元に求められる雇用安定措置は、その内容によっては、受入期間の上限に至る前に雇止めが増加するなどの懸念がある。派遣労働者の契約期間への影響等を注視しながら、実効性のあるものとすべきである。

### 4 平成 24 年改正法の規定について

平成 24 年 10 月施行の改正労働者派遣法に新たに盛り込まれた規定について、契約締結・職業選択・採用の自由といった根本原則や、他の労働規制とのバランスがとれたものになるように見直しを行うべきである。

#### (1) 日雇派遣の原則禁止

日雇派遣（契約期間 30 日以内）の原則禁止は、その濫用が不安定雇用とワーキングプアの増加を招くのではないかとの問題意識から設けられたものである。しかし、限られた期間・時間だけ働きたいと考える労働者がおり、短期間に労働者への需要が集中する業務もある。こうした状況の下で、日雇派遣を規制することは、むしろ就労マッチングや派遣元による雇用管理の有効性を損ない、他の形態（直接雇用等）の日

<sup>3</sup> 雇用対策法、職業能力開発促進法は、一つの会社に定年まで正社員として勤める長期雇用慣行を前提とする考え方から、職場や雇用形態の変更があっても「職業生活の全期間」を通じて職業生活の安定や職業能力の開発・向上を目指す考え方に基本原則の転換を図っている。

雇を増加させているにすぎないとの指摘がある。

直接雇用の日雇契約等との整合性を考慮し、濫用的利用の防止を図りつつ、例外規定も含めた抜本的な見直しが必要である。

#### (2) 労働契約の申込みみなし制度について

労働契約申込みみなし制度（一定の違法状態が発生した場合に、派遣先が派遣労働者に対して直接雇用の申込みをしたものとみなす制度。平成 27 年 10 月施行予定。）については、いわゆる請負と派遣の区分があまりに厳格なため、意図せずして違法に陥りやすいという問題がある中で施行された場合、過剰な「みなし」が行われるのではないかといった不安が指摘されている。

また、他の制度、例えば、有期労働契約の無期契約への転換制度（労働契約法 18 条）との整合性、報告書に記載された雇用安定措置との関係、契約締結の自由との関係も考慮すべきであり、廃止を含めた見直しが必要である。

#### (3) グループ企業派遣の 8 割規制

グループ企業派遣は、派遣労働者、派遣先、派遣元間での情報の共有が容易であるため、就労マッチングを高め、グループ内で有機的に労働者のキャリアを積み重ねることができるというメリットがある。また、期間の定めがない労働者の雇用を行う特定労働者派遣事業の観点からは、安定した派遣先の確保が不可欠であることも考慮すべきである。

派遣労働の濫用防止を図りつつ、8 割という基準の妥当性を含め、規制の抜本的な見直しが必要である。

#### (4) マージン率等の情報提供

マージン率の明示義務については、マージン率の中に社会保険料や派遣労働者のキャリアアップのための派遣元負担費用なども含まれることから、比率の高さが必ずしも派遣労働者の低待遇を示すとは言えない。また、日本の他の産業で同様の公開を求めている事例もなく不公平であるという指摘がある。

これらを踏まえ、マージン率の明示義務については、派遣先労働者と派遣労働者の均衡処遇を推進しつつ、廃止すべきである。

#### (5) 1 年以内に離職した労働者への規制

直接雇用されていた労働者を派遣労働者で置き換えることで労働条件の切り下げが行われないように、離職後 1 年以内の者と労働契約を結び、元の勤務先に派遣することが禁止された。しかし、このことは就業機会の喪失につながるケースもあるため、適切な例外を認めるべきである。

平成25年10月31日

## 一般用医薬品のうちスイッチ直後品目等の取扱いについて

標記について、規制改革会議として以下の意見を述べる。

一般用医薬品のインターネット販売については、閣議決定の趣旨に沿って、インターネット販売と対面販売とに不合理な差を設けることなく、安全性確保の観点から、合理的かつ客観的な検討を行った上で、適切な仕組みを設けることを求めてきた。この点、再度強く要請する。

厚生労働省の「スイッチ直後品目等の検討・検証に関する専門家会合」の報告書は、同会合の開催要綱に則り、スイッチ直後品目等について、その特性、販売時の留意点を検討した結果、対面販売かインターネット販売かを問わず、より慎重な販売を求めるものであり、販売方法を対面販売に限る科学的根拠には何ら言及していない。

そもそも、インターネット販売には、情報提供・収集の確実性、説明の再現性など、安全性の確保等の観点からも優れた側面がある。また、対面販売と同じく、販売するのは薬事法所定の販売従事者である。

従って、スイッチ直後品目等については、その他の一般用医薬品の販売ルールに加重して、品目ごとの留意点を販売時に確認するために必要なルールを、対面販売とインターネット販売の双方に設けることを前提に、それぞれの販売を認めることとすべきである。

スイッチ直後品目等の販売ルールについては、これまで何ら検討がなされていない。については、「一般用医薬品の販売ルール策定作業グループ」を速やかに再開し、その具体的な要件、方策等を至急検討すべきである。

## 今後の農業改革の方向について

平成 25 年 11 月 27 日  
規 制 改 革 会 議

農業者の高齢化やそのリタイアに伴い受け手を必要とする農地が急増することが予想される一方、次代の後継者が見つからない地域が散見され、また耕作放棄地が増加するなど農業を巡る環境は極めて深刻である。こうした中であっても、我が国農業は、担い手への農地集積・集約等を通じて農業生産性を飛躍的に拡大させ、本来有するはずの国際競争力を活かしていかなければならないという構造的課題を抱えている。

このような課題を克服し、競争力ある農業、魅力ある農業を創り、農業の成長産業化を実現するためには、既存農業者や新規参入者、農業団体や企業等の意欲ある主体が、地域や市町村の範囲を越えて精力的な事業展開を図るなど、新しい道を積極果敢に切り開いていく必要がある。

このため、強みを引き上げ、弱みを克服する非連続的な施策を導入し、平成 21 年改正農地法附則第 19 条第 5 項における 5 年後を目途とした検討の中で、まずは以下の事項を中心として、早急に農業改革に取り組むべきである。

この他、農業・林業・水産業において、チャレンジする人を後押しし、これらに従事する者が誇りを持てる強い農林水産業を実現するため、現在の規制・制度について、不断の検討、見直しを進めるべきである。

## 1 農業委員会

農地の権利移動の調整機能を担ってきた農業委員会については、農業を取り巻く環境が大きく変化する中で、その在り方を見直す時期に来ている。

既存農業者や新規就農者、広域的な事業展開を図る農業者といった多様な担い手の活動を適切に確保する観点から、これらの者に対して、公平かつ迅速に対応することが求められる。

同時に、耕作放棄地が増加している現状や、今後、域外参入者や農外企業を含め多様な担い手の参入が予想されることを踏まえ、農業委員会が持つ地域の農地に関する知見を有効に活用しながら、農地の保全について取組を一層強化する必要がある。

このため、農地の権利移動に係る許可や農地転用に係る意見具申、農地の適正利用の監視・監督に係る措置といった農業委員会の業務における重点の見直しを図るとともに、委員の構成や選挙・選任方法、事務局体制の整備等についての見直しを図るべきである。

## 2 農業生産法人

生産性の飛躍的向上や国際競争力の強化が求められていること等を背景に、多様な経営資源を有する法人が、農業の有力な担い手としてその役割を果たすことが期待されている。

特に、現行の農業生産法人の要件については、事業規模拡大に十分に対応できるか、農業者の資金調達手段を狭めていないか、その制度が現場に携わる者にとって簡素で分かりやすいものになっているか等の観点から、所要の改善を図ることが求められる。

このため、農業生産法人が、地域の農業に貢献しつつ、意欲的な事業展開ができるよう、企業の農地所有に係る農業関係者の懸念にも配慮しながら、現行の要件の見直しを図るべきである。

## 3 農業協同組合

農業者の組織として活動してきた農業協同組合は、少数の担い手組合員と多数の兼業組合員、准組合員・非農業者の増加、信用事業の拡大等の状況が見られるなど農業協同組合法（以下「農協法」という。）の制定当時に想定された姿とは大きく異なる形態に変容を遂げてきた。

こうした状況を踏まえれば、「農業者」に最大限の奉仕をする組合組織という農協法の理念を改めて想起し、組合員・准組合員等の多様な関係者の調整を図るとともに、農業者の生産力の増進や市場の開拓に係る取組、地域の独自性を発揮する組織の取組などを強化する必要がある。

このため、それぞれの組合が個々の農業者の所得増大に傾注できるよう、コンプライアンスの充実など組織運営のガバナンスについての見直しを図るとともに、行政的役割の負担軽減や他の団体とのイコール・フットィングを促進するなど、農政における農業協同組合の位置付け、事業・組織の在り方、今後の役割などについて見直しを図るべきである。

## 4 その他農業諸団体

農業協同組合のほか、その他の農業諸団体についても、今後の農政の在り方に対応して、それぞれの役割を再検討し、見直しを図るべきである。

以上

「攻めの農林水産業」実現のための  
規制改革要望を受けた改革事項について

平成 25 年 11 月 27 日

規制改革会議

「攻めの農林水産業」実現のための規制改革要望を受けた改革事項について、別添のとおり取りまとめたので報告する。

これらの事項については、その実現に向け、引き続き関係省庁の取組を期待するものである。

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	所管省庁
1	中国向け輸出水産物に係る手続きの円滑化(衛生証明書発行機関の変更)	現行の国内4検査機関から、行政機関での衛生証明書の発行を可能とする。	平成26年1月1日より、地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する。	厚生労働省
2	梅酒の表示の適正化	梅酒の区分表示について、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とし、その他は梅酒と表示すること。	業界団体における、酸味料を加えていない梅酒を本格梅酒とすることなどを内容とする自主基準の策定の取組に対し、必要な助言を行う。	財務省
3	大規模建築物におけるCLTの活用のためのJAS規格の策定及び基準強度等に係る告示の整備	CLT(※)を一般的な建築資材として広く利用するため、JAS規格及び基準強度等に係る告示の整備をすること。(※)CLT:ひき板を繊維方向が直交するように積層接着した重厚なパネル	農林水産省にてJAS規格を平成25年内に制定予定。国土交通省にて基準強度を含むCLTを用いた建築物の一般的な設計法を平成25年度から平成27年度にかけて検討し、結論を得次第措置する予定。農林水産省においても強度データ収集等に協力。	国土交通省 農林水産省
4	付加価値の高い農林水産物・加工食品の需要拡大のための機能性表示の容認	人間の健康にとって機能性の高い成分を含んだ農畜産物について、その機能性を表示できる仕組みを早急に構築すること。	いわゆる健康食品等の加工食品及び農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、平成25年度中に検討を開始し、平成26年度中に結論を得た上で実施する。	消費者庁 厚生労働省 農林水産省
5	働きながら日本料理を学ぶための在留資格の要件緩和	在留資格「特定活動」の該当例に調理師を加え、入国管理上における一定の条件を整えた留学生については、卒業と同時に在留資格「留学」から「特定活動」への変更を可能とし、一定の期間日本国内で料理業務に従事(就労)することを可能とすること。	農林水産省が事業全体の運用に指導・監督的な立場で関与することを前提に、平成25年内に方針の策定を目指す。	農林水産省 法務省 厚生労働省
6	多様化する農業法人での雇用労働への対応	農業に従事しつつ製造・加工・販売等にも従事する従業員の労働基準法上の取扱について明確にしたガイドライン等を作成すること。	農林水産省と連携し、農業における6次産業化の実態把握に努め、具体的な対応の必要性について農林水産省と検討し、その有無につき平成25年度中を目途に結論を出す。	厚生労働省
7	食品加工・輸出手続きの円滑化(食品衛生管理者の資格取得の円滑化)	食品衛生管理者資格認定講習会について、講習会の受講機会の増加や、内容の簡素化等により、受講者の負担の軽減が図られるようにすること。	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、一般共通科目については全国3カ所程度での実施、専門科目については複数回実施できるよう検討し、調整でき次第速やかに実施する。	厚生労働省



No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	所管省庁
8	小水力発電推進のための水利権に係る手続の簡素化・迅速化	慣行水利権が設定された水路への小水力発電の設置について、許可水利権が設定された水路における従属発電と同様の手続で新規の発電水利権が得られるよう、手続の簡素化を行うこと。	慣行水利権が設定された水路に設置する小水力発電の水利使用手続について、以下の措置を行う。 ①慣行水利権を利用した従属発電を法改正の登録制の対象とする場合に、取水量調査の期間を短縮化することや取水量調査の頻度などを少なくするなど地域の実情に応じて必要最小限の簡素なものとするよう農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ②慣行水利権の農業用水路を利用した新規の発電許可について、地域の実情に応じて河川管理者が調査した河川流量や河川環境のデータを活用できるなどの簡素化措置について農林水産省と連携して整理し、周知徹底する。 ③地方整備局等において、上記簡素化措置にも役立てるよう、河川流量や河川環境の調査を積極的に行い、地方整備局等に設置している小水力発電のプロジェクト形成を支援する窓口を通じて、事業者の求めに応じて、その調査結果を積極的に提供する。 上記について、平成25年6月14日に閣議決定された「規制改革実施計画」の通り、平成25年度検討・結論、結論を得次第措置する。	国土交通省
9	小水力発電推進のためのダム水路主任技術者の選任基準の緩和	小水力発電施設の設置のために必要なダム水路主任技術者の選任について、農業水利施設を活用した小水力発電を活用するため選任要件の緩和を行うこと。	土地改良法が適用される農業用水路等に水力発電設備が設置される場合のダム水路主任技術者の選任不要化について、関係省庁等よりヒアリング・データ収集等を行い、現在検討しているところ。電力安全小委員会での審議を経て、平成25年度中に結論を得、必要に応じて速やかに告示改正等の所要の手続きを行う。	経済産業省
10	食料品アクセス環境の改善	買物不自由地域における食料品の購入等の不便の解消のため、移動販売が円滑に実施できるよう、申請書の統一や取扱要領の見直しを行うこと。	買物不自由地域を解消するための移動販売車を推進する観点から、移動販売にかかる許可基準及び申請書様式の統一化を進める方策について平成25年度中に検討し、技術的助言として示しているガイドラインの改訂及び申請書様式について平成26年中に措置する。	厚生労働省
11	無人ヘリコプターの重量規制の緩和	航空機製造事業法で定められる無人機については総重量100kg以上のものが規制されるが、その重量を欧州並みの150kgに引き上げるべき。	航空機製造事業法上の無人機の重量について、平成25年度中に見直す方向で検討する。	経済産業省
12	外国人技能実習制度の見直し	技能実習期間(1号及び2号、合計3年)が終了し、一定レベル以上の技能を身につけた技能実習生が、より高度な技能もしくは多能工として必要な関連技能を身につけるため、更に2年程度の技能実習を可能とする制度を創設するべき。	法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」において、制度適正化のための施策とともに、管理が優良な事業者及び一定の要件を満たす優秀な実習生に限り再技能実習を認める等の施策について、国際協力に資する観点から検討し、平成26年内に結論を得る。	法務省 厚生労働省

## 労働時間規制の見直しに関する意見

平成25年12月5日  
規制改革会議

改革の目的：多様な形態で働く者それぞれの健康を確保し、創造性と高い生産性を発揮できる柔軟な労働環境をつくる。それを通して労働者の活力と企業の競争力を高め、力強い経済成長を実現し、新たな雇用機会を創出する。

### 1. 労働時間法制の包括的な改革を

- 健康確保の徹底のための取組み…わが国ではフルタイム労働者の総実労働時間は過去20年ほど変わっておらず、長時間労働はいまだに大きな社会問題である。健康確保を徹底するために、労働時間の量的上限規制の導入が必要である。
- ワークライフバランスの促進…年次有給休暇消化率、長期連続休暇の取得率が国際的にみても低い。休日・休暇取得促進に向けた強制的取組みや、労働時間貯蓄制度（時間外労働に対して割増賃金ではなく休暇を付与する制度）の本格的導入などが必要である。
- 一律の労働時間管理がなじまない労働者に合った労働時間制度の創設…労働者の中には、その成果を労働時間の長さで測ることができず、実労働時間で管理することがなじまない層が多様に存在する。こうした労働者の生産性を上げ、長時間労働を解消するために、労働時間の長さや賃金のリンクを切り離し、その働き方にあった労働時間制度が必要である。

### 2. 労働時間規制の三位一体改革を

- 上記の、①労働時間の量的上限規制、②休日・休暇取得に向けた強制的取組み、③一律の労働時間管理がなじまない労働者に適合した労働時間制度の創設、は相互に関連した課題である。それぞれが個別に議論されると、使用者側・労働者側いずれかからの反対を受け、議論が進まない。
- 規制改革会議では、上記3つをセットにした改革として、労使双方が納得できるような「労働時間の新たな適用除外制度の創設」を提案したい。

### 3. 一律の労働時間管理がなじまない働き方に合い、健康確保と両立する適用除外制度の創設

- (1) 現在ある労働時間の例外的措置のうち、①管理監督者の適用除外、②裁量労働制、の2つについては、前者は“名ばかり管理職”を生んでいるという問題が指摘されており、後者は手続きが煩雑で利用度が低い。このため、分かりやすく実態に合致した新制度を創設する。
- (2) 適用除外の範囲は、国が対象者の範囲の目安を示した上で、基本的には、企業レベルの集団的な労使自治に委ねる（労使代表で労使協定を締結）。また、割増賃金制度は深夜を含めて適用しないこととする（労基法37条）。
- (3) 使用者の恣意的運用を排除するため、取り決め内容（労使協定）を行政官庁（労働基準監督署長）に届け出ることを義務化する。
- (4) 適用除外対象者の健康確保を徹底し、ワークライフバランスを促進するため、①労働時間の量的上限規制と、②休日・休暇取得促進に向けた強制的取組みをセットで導入する。①②それぞれについて、下記の具体例のような取組みの中から、産業、職務等の特性に応じて、労使の合意によりいずれか一つまたは複数の組み合わせを選択する。そのための枠組みを国が設定する。
- (5) 国が枠組みを設定するにあたっては、企業活動の実態に合わず、企業の活力低下につながるようなことがないよう、適切な選択の幅が用意されるべきである。また、非常時においては、労使の取り決めにより、一時的にこうした規制を緩和できるよう、十分配慮されるべきである。
- (6) 一定の試行期間を設け、当初は過半数組合のある企業に限定する。

【例：セットで導入すべき取組み。いずれか一つ又は複数の組合せとする】

- (1) 労働時間の量的上限規制
    - ・一定期間における最長労働時間の設定
    - ・翌日の労働開始まで健康安全確保のための最低限のインターバルの導入、など
- 注：経営層に近い上級管理職等については、労働時間の量的上限規制に代えて健康管理のための適切な措置の義務付けを行うことも考えられる。

(2) 休日・休暇取得に向けた強制的取組み

- ・年間 104 日（週休 2 日相当）の休日を、労使協定で定めた方法で各月ごとに指定して取得
- ・年休は労使の協議に基づいて柔軟かつ計画的に付与（年休時季指定権を使用者へ付与した上で労働者の希望・事情を十分考慮）
- ・長期連続休暇の義務化、など

#### 4. 今後の議論の進め方

- 現在、労働政策審議会では、中小企業に猶予されている時間外割増賃金率、企画業務型裁量労働制の在り方など個別テーマを中心に議論がなされているが、長年の長時間労働問題を解決するには、労働時間法制を包括的に議論することが不可欠である。
- 労働時間法制の適用除外制度の基本的な枠組みについて、規制改革会議の本意見を受けて、労働政策審議会において議論が開始されることを強く期待する。
- 規制改革会議は、厚生労働省、労働政策審議会の取り組みを注視し、検討状況の聴取などを行いながら、必要に応じて会議の意見を示すなど引き続き積極的な働きかけを行っていく。
- 新たな適用除外制度が機能するためには、労働時間の多寡によらない成果評価の基準を明確化していくとともに、長時間労働を是正するための働き方の工夫が必要である（職務範囲や責務の明確化、職務限定型の働き方の促進など）。

以上

## ジョブ型正社員の雇用ルール整備に関する意見

平成25年12月5日

規制改革会議

改革の目的：個人のライフスタイルに合わせた多様な働き方やキャリア形成を可能にし、労使双方にとってメリットを生む働き方を確立することで、安定的な雇用創出を促進する。

### 1. ジョブ型正社員のルール整備を目指して

- ジョブ型正社員（職務、勤務地、労働時間いずれかが限定される正社員）は、専門性に特化したプロフェッショナルな働き方、子育てや介護との両立、正社員への転換を望むも無限定な働き方は望まない非正社員、等の受け皿として重要である。
- ジョブ型正社員は多くの企業で既に導入されているが、その特性に沿った雇用管理が行われていない、または、そうした雇用管理が事前に明確に設定されている場合でも、実際の運用において徹底されていないことが多い。したがって、ジョブ型正社員の形態・内容について労働契約や就業規則で明示的に定めることが必要である。
- その際、従来の「無限定契約」と「ジョブ型（限定）契約」との相互転換を円滑化し、ライフスタイルやライフサイクルに合わせた多様な就労形態の選択を可能にすること、また、両契約類型間の均衡処遇を図ることが必要である。
- 規制改革会議では、本年6月の「規制改革会議雇用ワーキング・グループ報告書」の内容を踏まえ、①契約締結・変更時の労働条件明示、②無限定正社員との相互転換制度と均衡処遇、に関して意見を表明することとする。

### 2. 契約の締結・変更時の労働条件明示について

- (1) ジョブ型正社員の雇用形態を導入する場合には、就業規則においてジョブ型正社員の具体的な契約類型を明確に定めることを義務付ける。

- (2) ジョブ型正社員を採用するときは、その契約類型であることを契約条件として書面で交わし明確にすることを義務付ける。
- (3) 労働条件明示に関する現行規定は、労働契約締結時だけを対象としていると解されているため、ジョブ型正社員については、労働条件を変更する場合にも、変更内容を書面で明示することを義務付ける。
- (4) 労働基準法施行規則第 5 条により労働者に通知することが求められる事項の一つである「就業の場所及び従事すべき業務に関する事項」につき、無限定正社員か又はジョブ型正社員かの別について明示することを義務付ける。

### 3. 相互転換制度と均衡処遇について

- (1) 無限定契約とジョブ型（限定）契約について、相互転換を円滑にする方策を法的枠組みも含めて検討する。
- (2) 相互転換に当たっては、労働者本人の自発的意思を前提とし、労働条件決定を合意することに加え、労働条件変更の書面による明示を義務付ける。
- (3) 均衡処遇を図るために、有期労働契約について無期労働契約との不合理な労働条件の相違を認めないとする労働契約法第 20 条に類する規定（雇用形態による不合理な労働条件の禁止）を設ける。

### 4. 今後の議論の進め方

- 本意見を受けて、厚生労働省「多様な正社員の普及・拡大のための有識者懇談会」（以下「懇談会」）において議論が深められることを強く期待する。
- 「懇談会」は、多様な正社員の雇用管理上の留意点とりまとめを平成 26 年の夏～秋と予定しているが、規制改革実施計画で定められた「平成 26 年度中周知」のためには、2～3 か月程度の公表前倒しが必要であり、迅速な検討をお願いしたい。
- 規制改革会議は、「懇談会」を含む厚生労働省の取り組みについて検討状況の聴取を行いながら、必要に応じ会議の意見を示すなど引き続き積極的な働きかけを行っていく。

以上

## 「保険診療と保険外診療の併用療養制度」改革の方向性について

平成 25 年 12 月 20 日  
規 制 改 革 会 議

当会議は、健康・医療分野の規制改革について、①有効な医療技術をいち早く国民に届ける、②わが国の医療分野での国際競争力を高める、③国民皆保険の維持と保険財政の適正化を図る、という3つの観点を踏まえて審議を重ねている。

本年7月以降、保険診療と保険外診療の併用療養制度をめぐる問題（いわゆる混合診療問題）を最優先案件の1つに掲げて取り組んできた。

先進的な医薬品・医療機器を用いた医療技術の革新が急速に進むなか、患者や医師のニーズは多様化している。今後、保険外診療の利用はさらに拡大することが見込まれる。一方で、現在まで行ってきた審議を通して、以下のようなさまざまな問題が明らかになっている。

患者にとってよりよい制度とするためには制度の抜本的な改革が必要であり、ここにその方向性を提案したい。この方向に沿ってさらに審議を重ね、来年6月までにとりまとめることとする。

**【現行制度の問題点】**

- ①患者が、保険診療と併せて、自らの負担と判断で保険外診療を利用すると、保険部分についても保険が効かなくなる。多額の費用をかけねば患者が自らの治療を選択できない。（自己選択権の阻害）
- ②医師が患者にとって最適だと考える治療を行いたくても、それが保険外診療を含む場合は、患者のニーズに沿ったきめ細かな医療選択を困難にする。（医師の裁量権の阻害）
- ③実際の医療の現場では、医療機関を替えたり、別の日にカルテを別建てにしたりして保険診療と保険外診療を切り離すことで、事実上の混合診療が行われている。すなわち、規制回避のために患者に負担や不便を強いる結果になっている。また、同じような診療行為が混合診療とされたりされなかったりして、不合理で不公正な事態を招いている。（注1）

- ④混合診療を禁止する理由は、安全性・有効性が確認されない診療を排除するためとされるが、これを明示的に禁止する根拠規定はなく、明確な考え方や基準も具体的に示されていない。現実には様々な保険外診療が行われており、混合診療の禁止は、安全確保策としては機能していない。
- ⑤これまでの規制緩和によって併用できる保険外診療の対象が広がり、審査期間も短縮されているが（注2）、審査になお数か月を要し、一刻を争う患者のニーズに答え得る制度となっていない。また、現行制度は、対象診療を一般的に適用することに主眼を置いているため、患者の個別の必要性に十分に答え得る制度となっていない（注3）。
- ⑥現行制度（評価療養制度）では、将来の保険収載を前提として保険診療との併用が認められるため、有効性・安全性以外の理由、例えば商業上の理由で保険収載の見込みがなくなった場合、患者には大幅な負担増加が生じることになりかねない。
- ⑦国民が必要とする診療を保険収載すべきことは当然だが、高価な医薬品、医療機器が次々に開発されるなか、患者や医師のニーズに答えて保険収載の範囲が拡大していくと保険財政の維持が厳しくなりかねない。保険収載されていない医薬品、医療機器等をより利用しやすくしなければ、真に必要なときに望む治療を得られないことになる。

注1：混合診療の禁止は、一つの疾病における初診から診療終了までの“一連の診療行為”のなかに、保険診療と保険外診療が混在することを禁止するものとして解されている。しかし、何が“一連の診療行為”に該当するかの明確な基準は具体的に示されていない。

注2：平成18年には、特定の場合に保険診療相当部分の保険給付を認める保険外併用療養費制度（その前身は昭和59年に創設された特定療養費制度）が設けられた。さらにその制度が拡充され、最近では、先進医療ハイウェイ構想等による対象医療の拡大や審査期間の短縮が進められている。

注3：例えば、諸外国においては一刻をあらそう重篤な患者のニーズに応えるための「コンパッションネートユース（compassionate use）」（人道的使用）の制度がある。これは、他に代替治療の存在しない場合に医薬品を一定の要件のもとで選択できるようにするものであり、我が国においても、その制度化が検討課題とされている。



### 【改革の方向性】

1. 患者が自らの治療に対して納得した上で治療内容を選択できるようにすべきである。その際、患者が自ら判断できるだけの十分な情報を手に入れる（患者と医師との間の「情報の非対称性」を埋める）ための仕組みを併せて導入することとする。
2. 医師が専門家として最適の治療を選択する裁量権を持てるようにすべきである。その際、医師のモラルハザードを防ぐために、治療内容を客観的にチェックする仕組みを併せて導入することとする。
3. いかなる診療であれ、その治療法に対する患者の正しい認識が必要である。したがって、保険診療と併せて保険外診療を行う医療機関や医師の診療内容について、短期間に安全性等に関する十分な情報を患者に提供できるような仕組みを導入することとする。
4. 上記1～3の新たな仕組みは、国民皆保険の維持を崩すことなく、保険財政の長期的な適正化とも整合性を有するように改革を進めるべきである。

以上

介護・保育事業等における経営管理の強化と  
イコルフットィング確立に関する論点整理

平成 25 年 12 月 20 日  
規 制 改 革 会 議

- 社会福祉事業を取り巻く環境は大幅に変化している。まず、社会福祉法人による福祉サービスの提供が、「措置」という行政の委託から利用者との「契約」へと変化した。
- また、介護保険制度の導入以降、在宅サービスなどの分野では株式会社やNPO法人が参入し、多様な経営主体が競合する市場になった。
- これらの状況を踏まえ、第一に、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置を受けている社会福祉事業者は、ガバナンスの確立と経営基盤の強化を行い、利用者が安心して福祉サービスを受けられるようにすべきである。
- 第二に、さまざまな事業者が利用者の立場に立ってサービスの質や多様性を競い、豊富な福祉サービスが提供されるよう、経営主体間のイコルフットィングを確立すべきである。
- 当会議は、以下に示す論点に沿って引き続き議論を深め、来年6月までに、より具体的な提案を行っていくこととする。

1. 事業者のガバナンス

(1) 財務諸表の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてHP上で開示を行うように指導すべきではないか。

(2) 補助金等の情報開示

- ・ 厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示すべきではないか。
- ・ そのために、厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標

準的形式を提示し、各法人にその開示を義務づけるべきではないか。

### (3) 内部留保の明確化

- ・ 社会福祉法人の巨額の内部留保が問題となっている。厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立（退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用）を行うことを指導すべきではないか。

### (4) 調達の公正性・妥当性の確保

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手および取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを検討すべきではないか。

### (5) 経営管理体制の強化

- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を法令等で明確に定めるべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対する第三者評価受審率の数値目標を定めるべきではないか。さらに、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務づけるべきではないか。

### (6) 所轄庁による指導・監督の強化

- ・ 厚生労働省は、地方自治体等の所轄庁の指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定すべきではないか。
- ・ 厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行えるよう社会福祉法の見直しを行うべきではないか。

## 2. 経営主体間のイコールフットイング

- ・ 介護・保育分野は、営利法人と非営利法人が共存し、同種のサービスを提供する特殊な市場である。多様な経営主体がサービスの質を競い、利用者の利便が高まるよう、経営主体間のイコールフットイングを確立すべきではないか。
- ・ 第一種社会福祉事業の経営主体は、原則、行政又は社会福祉法人と定められている。そのうち、特別養護老人ホームなどの施設は、個別法によっても経営主体が社会福祉法人等に限定されている。厚生労働省は、多様な経営主体が参入して利用者の利便を高めることができるよう参入規制を緩和すべきではないか。
- ・ 社会福祉法人に対しては、補助金や非課税措置などの財政上の優遇措置がとられている。株式会社やNPO法人が参入して同種の事業を展開するようになったという変化を踏まえ、経営主体間で異なる財政上の措置を見直すべきではないか。

以 上

## 医療提供体制に関する意見

平成 25 年 12 月 20 日  
規 制 改 革 会 議

- 高齢化が進展し医療需要が高まる中、地域の限られた医療資源を有効活用することの重要性が増している。また、単身又は夫婦高齢者世帯の割合の増加等により、在宅医療・介護提供体制の早急な構築が求められている。
- 現在、厚生労働省においても、これらの課題を踏まえ、次期通常国会での医療法改正に向けた検討が行われている。医療法をはじめ、今後の医療提供体制に係る制度改正に当たり、厚生労働省に対し以下の項目を提言する。

## 1. 最適な地域医療の実現に向けた医療提供体制の構築

都道府県が策定する医療計画は、地域の限られた医療資源を有効活用する上で、重要な役割を担っている。しかしながら、現行の医療計画においては、医療提供体制への規制として、主に病床規制のみを用いており、プライマリケアの充実、ICTを活用した医療・介護のネットワークの構築、医師の偏在是正等、顕在化した多くの課題に対応しきれていない。医療計画が、最適な地域医療の実現という本来の役割を果たせるよう、その在り方の見直しを行うとともに、計画の実効性を高めるための具体的な方策を講じるべきである。

## (1) 医療計画の在り方の見直し

- ・ 医療・介護を含めた医療提供体制全体の目指すべき方向性を国民に分かりやすく示すため、都道府県が策定する医療計画、介護保険事業支援計画、医療費適正化計画等の計画について、見直し時期を一致させるとともに、相互の関係性を明確にし、超高齢社会の到来を踏まえた総合的な取組が可能なものとすべきである。
- ・ 医療計画の策定に当たっては、患者の視点に加え、医療費適正化の視点も重要性を増していることから、そのプロセスにおいて、保険者の意見を取り入れる仕組みを構築すべきである。
- ・ ICTを活用した情報共有により、医療機関のネットワーク化、セルフケアの推進、予防活動の充実等を進めるため、国・地方を挙げて取り組むとともに、医療ICT化の計画について医療計画に盛り込むべきである。

## (2) 医療資源の適正配置

- ・ 医療計画の実効性を高めるため、都道府県において、地域ごとの必要医師・看護師数、必要医療機器数、診療科ごとの必要医師数を順次推計し、医療資源の過不足を的確に把握し、公表すべきである。
- ・ 医師の偏在是正のため、医師不足の地域や診療科への就業インセンティブを充実させるべきである。
- ・ 医療資源の過度な集中を排除するとともに、医療機関の質の向上を図るため、医療機関の外部評価により、医療機関間の適切な競争を促すべきである。

## (3) 二次医療圏の範囲等の見直し

入院医療の提供単位である二次医療圏の設定に当たっては、患者の利便性を第一に考え、医療機関からの時間距離のデータの活用を図るべきである。また、二次医療圏の範囲や医療提供体制の在り方について、都道府県が地域の実情に応じてより主体的に検討できるよう、医療計画作成指針等による国の関与を見直すべきである。

## (4) 病床規制の見直し

- ・ 病床規制により、病床の既得権化を招き、実力のある医療機関の増床が妨げられる結果、医療機関の適正な競争が阻害されている。医療機関ごとの病床の稼働状況について調査した上で、公的・民間それぞれについて、非稼働病床の削減方策を検討すべきである。
- ・ 保険診療を担う民間医療機関については、都道府県知事が、非稼働病床の削減を命じることができる仕組みを検討すべきである。
- ・ 高齢化等、人口動態に応じた適切な病床配置が行われるよう、都道府県における必要病床数の将来推計の実施、及び必要に応じた特例病床制度の活用を推進する。
- ・ 既存の医療機関の建替え・補修の場合、二次医療圏の境目においてそれぞれ別の二次医療圏に属する医療機関が統合する場合、医療機関の経営統合により開設者が変わる場合等においては、病床規制の柔軟な対応を徹底すべきである。

#### (5) 7対1看護基準の見直し

患者7人に対し看護職員1人以上を配置する医療機関に適用される入院基本料の7対1看護基準は、急性期医療を担う医療機関への医療資源の集中を目的とした制度であるが、実質的に急性期医療を行っていない医療機関にも適用されているとの指摘がある。このため、7対1看護基準における平均在院日数の算出方法を厳格化すべきである。さらに、平均在院日数の基準の短縮についても検討すべきである。

#### (6) 地域医療支援センターの見直し

医師のキャリア支援等を行う地域医療支援センターの事業は、医師の雇用者である病院が行うことにより実効性を高めることが可能である。このため、地域医療支援センターの事業の法定化に当たっては、地域の中核を担う病院への委託を推進すべきである。

#### (7) プライマリケア体制の確立

- 必要な時にあらゆる病気を診てもらえるプライマリケア体制の確立は、地域住民の大きな安心につながる。このため、プライマリケアの専門医が求められており、そのための教育制度や資格、その後の継続的な研修等の在り方について検討すべきである。
- 我が国では、本来高度医療を担うべき大規模病院がプライマリケアも行っており、高度医療に特化しにくい仕組みとなっている。このため、中長期的な課題として、患者のフリーアクセス（注1）を担保しつつ、プライマリケアの専門医がゲートキーパー機能（注2）を担う仕組みを確立すべきである。

注1：「フリーアクセス」については、社会保障制度改革国民会議報告書において、「ともすれば『いつでも、好きなところで』と極めて広く解釈されることもあったフリーアクセスを、今や疲弊おびただしい医療現場を守るためにも『必要な時に必要な医療にアクセスできる』という意味に理解していく必要がある」と指摘されており、当会議においても同様に理解している。

注2：本意見における「ゲートキーパー機能」は、患者の身近にいて何でも相談に乗ってくれるプライマリケアの専門医が最初に診察を行った上で、高度で専門的な治療を要する等の場合には、適切な高次の医療機関と連携して問題の解決に当たることを意味している。

#### (8) 我が国の医療提供体制の目指すべき方向性の提示

持続可能な社会保障制度の確立を図るとともに、ICTの活用等の分野横断的な政策を効率的に進めるため、国レベルにおいても、医療・介護を含めた医療提供体制全体の目指すべき方向性について検討を行うべきである。

## 2. 生活の場での医療・介護環境の充実

団塊の世代の高齢化に伴い、単身又は夫婦高齢者世帯の割合が増加するなど、家族関係は変容している。自らの住み慣れた地域及び環境で医療・介護を受けることを希望する高齢者等に対して、自宅、医療機関、介護施設等で切れ目ないサービスを提供するために、介護士の確保・養成を含め、在宅医療の提供体制を早急に整備すべきである。

### (1) 在宅医療専門の診療所

現在、健康保険法の趣旨である医療機関へのフリーアクセスの解釈により、保険医療機関に外来患者を受け入れる体制を有していることを求める運用がなされており、在宅医療を専門に行おうとする診療所にとって制約となっている。このため、在宅医療を主として行う診療所開設において、まずは開設要件を明確化し、さらに、診療所の外来機能要件の緩和を検討すべきである。

### (2) 特別養護老人ホームにおける医療環境の改善

特別養護老人ホームには人員配置基準により医師が必要数配置されている前提のもと、末期の悪性腫瘍や緊急の場合等を除き、他の医療機関は診療行為を行ってはならない。ところが、特別養護老人ホームの医師は非常勤の嘱託医が多く、患者が必要とする際に医師が不在であることが多いとの指摘がある。このため、医療的ケアが必要な高齢者が増加する中、特別養護老人ホームにおける適切な医療提供の在り方について検討すべきである。

### (3) 医薬品・衛生材料の提供

在宅医療においては、医療機関が患者の自宅に訪問する看護師に対して医薬品・衛生材料を提供しなければならないが、それらが十分になされる仕組みになっていないとの指摘がある。このため、医療機関が適時に必要量の医薬品・衛生材料を提供できる体制を構築すべきである。

以上



## I T 関連の規制改革事項について（案）

平成 25 年 12 月 20 日

規制改革会議

IT 関連の規制改革事項について、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）に盛り込まれた「IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」の策定に際し、別添のとおり取りまとめたので報告する。

この報告においては、IT 利活用により、国民等の①選択肢の拡大及び②負担軽減に資する規制改革事項のほか、③対面・書面交付の見直しに係る規制改革事項について取りまとめているものである。

規制改革会議としては、今回の報告に掲げられた項目のフォローアップはもとより、IT 利活用の裾野拡大のための規制改革について、引き続き取り組んでいくこととした。

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	所管省庁
1	クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し	クラウドメディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業者が積極的にサービス展開できるように、法令上の解釈運用を明確化すべき	著作権の適切な保護と著作物の公正な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支援するサービスや、情報活用のサービス等についてサービス提供を可能とするような権利制限規定の在り方や円滑なライセンス体制の構築について文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に平成26年度のなるべく早い時期に結論を得る。	文化庁
2	外部委託先の監督についての明確化	金融機関によるクラウドサービスの活用が可能となるよう、クラウドサービスの実態に応じて、外部委託先の監督規制の見直しを行うべきである。	クラウドサービスの健全な発展を図る観点から、平成26年度から開始される財団法人金融情報システムセンターの安全対策基準の検討、改定内容を踏まえ、クラウドサービスの適切なリスク管理、監督のあり方について検討し、必要な措置を実施する。また、クラウドサービス事業者への監査方法については、上記の検討状況と合わせ、周知徹底等の必要な措置を実施する。	金融庁
3	教育情報化の推進に関する制度見直し等	教科書は紙ベースの「教科用図書」のみ認められている(学校教育法第34条)。電子教科書も「教科用図書」と位置づけ、教科書検定制度や無償給与制度等を見直すべき	実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置づけ及びこれらに関連する教科書検定制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行う。	文部科学省
4	現況地形及び施工図の3D化・配信の推進	公共工事の設計、積算、入札及び契約については2Dの設計図書を用いることが前提となっているが、土工量計算やその結果から工期算出する上でも、容易にかつ正確に算出が可能となり、見積もり誤り及び工期遅れを防止することにも効果があり、情報化施工促進に大きく役立つことから3次元化を推進すべきである。	公共事業の計画から調査・設計、施工、維持管理、更新に至る一連の過程において、3次元モデルを活用し、一連の建設生産システムの効率化・高度化を図るCIM(Construction Information Modeling)について、試行を行いつつ、制度設計をおこなう。平成26年度には3次元モデルを用いた数量計算手法の活用及び設計成果の納品基準の策定等について検討を行う。	国土交通省
5	建築確認申請の電子化	BIMの普及活用の状況を踏まえ、確認申請の電子化を促進すべき。	BIM(Building Information Modeling)やCAD等から作成された電子データを用いて建築確認申請の電子申請を行う場合の留意点について、平成25年度中に通知する。	国土交通省

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	所管省庁
6	公的機関からの電子的手段による通知の促進	住民税特別徴収に係る手続きは、eLTAXをベースとし、全自治体において電子的に行えるようにすべき。具体的には、①企業に対する給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の電子化(1企業に対して1つの電子データでの提供)、②個人への税額通知方法の統一(データを一本化し、各納税者が専用HPへアクセスすることにより参照できる仕組みの構築等)、③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」のフォーマットの統一化を実現すべきである。	①eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。 ②各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行う。 ③「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAX仕様の統一フォーマットについては、①の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。	総務省
7	地下街等の閉空間における電波申請書(工事設計書)の簡素化	電波中継装置の電波申請で、多数のアンテナに関する申請を同時に行う際には、1件ごとの入力ではなく、一覧表の添付(excel, csv形式など)で一括申請できるようにするなど、電波利用電子申請・届出システムの改善を図るべきである。	企業の利便性を高める観点から、電波中継装置の一括申請等の電波利用電子申請・届出システムの機能改善について、平成27年度のシステムの機能改修までに検討をおこない、結論を得る。	総務省
8	国税関係帳簿書類の電子化保存に関する規制の見直し	電子帳簿保存法に定める「一貫性」「相互関連性」「見読可能性」「検索機能」等は、紙帳簿では具体的に求められていない要件であり、紙による保存よりも過度に厳格になっているこれらの要件を見直すべき。また、電子帳簿保存により、企業サイドのみならず、当局の事務効率化も図るよう、紙による保存よりも電子保存を促進する観点で法を見直すべき。さらに税務関係書類等の国税関係書類の電子保存(スキャナ保存)に係る要件等について、企業の業務効率の向上を図るため見直すべき。	国税関係帳簿書類の電子保存について、国税の納税義務の適正な履行を確保しつつ、電子保存によりコスト削減をいかに図るかという観点から、業界団体等に対するアンケート、ヒアリングを通じて把握した保存の実態や保存に関する技術動向及び電子データの訴訟上の証明力に関する判例動向を踏まえ、電子保存が可能な国税関係帳簿書類の範囲等につき検討を行い、関係者等の意見を踏まえた上で、平成27年度以降できる限り早期の税制改正プロセスで結論を得る。	財務省 国税庁
9	非対面サービスでの本人確認、年齢確認	非対面での本人確認については、国民や法人等の利便性を高めるため、非対面で完結する簡便な本人確認方法を構築する。	非対面での本人確認については、FATF勧告への対応を含むマネー・ロンダリング対策として必要な水準を維持しつつ、国民や法人等の利便性を高める観点から、公的個人認証サービスの民間活用を含む非対面で完結する本人確認方法について、事業者等からの具体的な提案に基づき検討を行い、結論を得る。	警察庁 総務省

No	事項名	提案の具体的内容等	措置の概要等	所管省庁
10	<p>保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務の緩和</p>	<p>保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法は「書面の交付」に限定されているが、これを緩和し、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるようにすべきである。</p>	<p>事前に契約者の承諾を得ることを前提に、保険契約の解約返戻金がない旨の説明書面等につき、電磁的方法により提供することを可能とすることについて、保険契約者等保護に留意しつつ、平成25年度中に検討を行い、結論を得る。</p>	<p>金融庁</p>